

# 多度津町競争入札心得

令和4年6月6日改定

競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、以下の心得事項に注意すること。

## 1 入札の一般注意

（入札参加者）

- ・入札参加者は以下の者とする。  
一般競争入札の場合・・・要件を満たす参加希望者の入札資格を町が確認し認めた者  
指名競争入札の場合・・・町が指名した者

（入札受付）

- ・入札執行の時刻までに必ず受付を行うこと。
- ・受付を行う場合は下記の提出を行うこと。

〈一般競争入札の場合〉

- ① 入札参加資格確認通知書（コピー）
- ② 委任状（代理人が入札する場合に必要）
- ③ 入札参加者の本人確認ができるものの提示（運転免許証・保険証・名刺等）

〈指名競争入札の場合〉

- ① 質疑書
- ② 委任状（代理人が入札する場合に必要）
- ③ 入札参加者の本人確認ができるものの提示（運転免許証・保険証・名刺等）

※各①～③に不備がある場合は入札に参加できなくなるので注意すること。

（入札の辞退）

- ・入札を辞退する場合は、入札日の前日（土日祝日を除く）16時までに辞退届を提出すること。
- ・入札執行中に辞退する場合は、入札書の入札書金額記載欄に「辞退」と記載し、入札担当者に提出すること。なお、入札書の提出ができない場合は、辞退の意向を申し出たうえで会場から退出すること。
- ・入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等については不利益な取扱いを受けるものではない。
- ・辞退届提出後の辞退撤回は認めない。

（入札無断欠席事業者への対応）

- ・入札当日、辞退の旨の連絡又は辞退届を提出しないで無断欠席をした場合は棄権扱となり、適正な入札執行の妨げになることから、次回以降の入札参加資格を一時停止する場合がありますので十分注意すること。

## 2 入札会場内についての注意

(入札会場への入場人数)

- ・入札会場への入場は1業者1名とする。

(入札書類の取扱い)

- ・入札書は1件ごとに別紙とすること。
- ・入札は1件につき1業者1通とすること。
- ・入札者の住所氏名欄は、法人にあっては法人の住所及び法人名並びに代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また、代理人にあっては委任者の住所、氏名（法人にあっては法人名）を記入し、下段に代理人〇〇と氏名を記入し、代理人の印（委任状で届けた印鑑）を押印すること。
- ・入札金額は、アラビア数字で、インク又は墨で記入し、頭書に¥の記号を付記すること。
- ・入札金額は訂正しないこと。
- ・入札金額内訳書は、入札書の取扱いと同一とする。
- ・入札用封筒は主に長型3号サイズのものを使用し、表面に入札件名を記載すること。
- ・入札書は入札用封筒に入れて提出すること。
- ・既に提出した入札書の取換え、変更又は取消しはできない。

(工事入札における取扱い)

- ・工事入札の場合は、入札金額内訳書を入札書と同一の入札用封筒に入れて提出すること。
- ・入札金額内訳書は、入札書の取扱いと同一とする。ただし、当該内訳書中の工事価格欄への「¥」は不要とする。

(入札に記載する金額)

- ・消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、契約希望金額の消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記載すること。

(入札の無効)

- ・入札に加わることができない者のした入札及び次の各号の一つに該当する場合における当該入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格のない者
  - ② 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる場合
  - ③ 入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合
  - ④ 入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合（免除の場合を除く）
  - ⑤ 入札書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明である場合
  - ⑥ 入札書の金額を訂正した場合
  - ⑦ 1,000円未満の金額を記載したもの（物品入札の場合はこの限りでない）
  - ⑧ 工事入札の際に、1回目の入札書金額と入札金額内訳書の金額が一致しない場合

- ⑨ 工事入札の際に、入札金額内訳書の合計金額が一致しない場合
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、入札者が契約担当者のあらかじめ指定した事項に違反した場合

### 3 契約等の注意

#### (落札者決定方法)

- ・ 予定価格以下の最低価格の入札をした者をもって落札者とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合及び総合評価入札の場合は、これ以外の者を落札者とすることがある。
- ・ 同じ入札価格を提示した者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。
- ・ 入札価格が予定価格を超える場合は、再入札する。
- ・ 再入札は2回を限度とし、入札回数は計3回とする。
- ・ 再入札に付してもなお、予定価格を超える場合は不調とする。この場合、後日当庁で指定した日時に再度入札を行う。
- ・ 再度入札に付してもなお予定価格を超える場合は、地方自治法施行令第167条の2第8項の規定に基づく随意契約を予定価格の範囲内で契約することがある。

#### (契約金額)

- ・ 入札書に記載の金額に、消費税及び地方消費税に相当する金額を加えたものとする。なお、その金額に1円未満の端数があるときは、単価契約を除き、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

#### (入札金額内訳書)

- ・ 入札金額内訳書に記載した金額が著しく不適切であると判断されるときは、多度津町契約規則第24条の規定に基づき、落札後であっても当該契約の締結を行わない場合がある。

#### (契約保証金)

- ・ 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又はそれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、契約種別により契約保証金を免除された場合や契約保証人を立てた場合はこの限りでない。

#### (契約書の交換)

- ・ 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約書を作成しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵送する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することがある。

## 4 その他

(入札取り消し等)

- ・天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- ・入札事務関係職員は、入札参加者が指示に従わない恐れがあると認められるとき若しくは入札に関し妨害行為をする恐れがあると認められるとき又はこれらの行為をしたときは、当該入札参加者に対し、入札会場への入場を拒み又は入札会場からの退場を命ずることができる。

(禁止事項)

- ・入札参加者は他の入札参加者の代理人となってはならない。
- ・入札書又は入札金額内訳書の提出にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・落札決定者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

(入札不正行為の取扱い)

- ・入札参加者一覧の閲覧は事後公表としているため、入札執行前に入札参加業者を探る者がいる場合、入札に際し不正又は妨害のおそれがあるとし、入札の参加を拒否することができる。
- ・入札参加者が、入札執行までに不当要求を受けた場合は、速やかに当庁に連絡すること。

(工事入札後の落札者決定後の現場代理人等の配置)

- ・配置する技術者及び現場代理人は、入札参加申込日（指名競争入札にあつては、入札執行日）までに直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。なお、現場代理人は経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務はできない。
- ・適正に技術者及び現場代理人を配置できない場合は、速やかに入札を辞退すること。
- ・落札したにもかかわらず、適正に技術者及び現場代理人を配置できない場合は、落札の取消又は契約の解除となり、指名停止等の措置の対象となる。

## 5 問合せ先

香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

多度津町役場 総務課

TEL : 0877-33-1110